

陳述書

川村 毅

質問者 被告訴訟代理人 柳原敏夫

目 次

第1、略歴

第2、新宿梁山泊のために執筆した作品の対価・再演の扱いについて

第3、新宿梁山泊のために執筆した作品と上演権の譲渡について

第4、新宿梁山泊のために執筆した作品の再演の支払について

第5、戯曲の上演権の譲渡（買取）について

第6、戯曲の上演の包括的許諾について

質問者の質問に答える形で、以下、陳述いたします。

第1、略歴

1、――略歴を教えてください。

劇作家、演出家。ティーファクトリー主宰。

日本劇作家協会、日本演出者協会会員。

京都造形芸術大学教授。

1959 年東京生まれ。明治大学政治経済学部卒業。

1980 年劇団第三エロチカを創立、劇作・演出を行う。

1985 年度第 30 回岸田國士戯曲賞を「新宿八犬伝 第一巻一犬の誕生」にて受賞。

2002 年自作プロデュースカンパニーとしてティーファクトリーを設立、現在に至る。

第2、新宿梁山泊のために執筆した作品の対価・再演の扱いについて

1、――今、新宿梁山泊（原告）が鄭義信氏（被告）を裁判で訴えており、その中で、原告はこう主張しています。「原告は、被告以外の作家には作品ができたときに作成料を払うだけで、再演に際しては再演予定を連絡するだけで上演料を払わないのを原則としている。」（原告準備書面(1)12 頁）。これについて、順番に質問します。

まず、川村さんはこれまでに、新宿梁山泊のために作品（戯曲）を執筆したことがありますか（それはいつ、何という作品でしょうか）。

1987 年に新宿梁山泊旗揚げ公演として「パイナップル爆弾 ―新宿八犬士外伝―」を書下ろしました。

（新宿梁山泊 HP の「新宿梁山泊の軌跡」（<http://www5a.biglobe.ne.jp/~s-ryo/past/kiseki.html> 参照））。

2、――その作品執筆で、作品が完成したときに新宿梁山泊から金銭の支払を受けましたか。

はい。

3、――その支払の名目は何ですか。「作成料」ですか。

明確に合意していた名目はありませんでした。

4、――その支払をめぐる、新宿梁山泊と著作権の契約書を交わしましたか。

交わしません。

5、――もし、契約書を交わしていなかったら、上記の金銭の支払は作品のどういう利用に対する対価という風に理解していましたか？

その時点での上演。

6、――そのように考えた根拠は何でしょうか。

戯曲は劇作家のものであるからです。

7、――上記の金銭の支払があれば、それによって、以後、新宿梁山泊は再演料の払わずに再演できることになるのでしょうか。

いいえ。まず話し合いでしょう。

8、――上記の金銭の支払があれば、それによって、以後、新宿梁山泊は再演予定を連絡するだけで再演できることになるのでしょうか。

いいえ。話し合いが先決でしょう。

9、――そのほか、上記の新宿梁山泊（原告）の主張を読み、感じたことがあればお聞かせ下さい。

劇団の座付き作家的立場だった被告に対しては特別にそうした、という経緯があるというのならまだ理解できるが、被告以外の作家すなわち私に対してそのように合意していたというのならば、傲慢のように思う。

第3、新宿梁山泊のために執筆した作品と上演権の譲渡について

1、――同じ裁判で、新宿梁山泊（原告）はこうも主張しています。「原告では、被告以外の作家についても原告のために作品を書いてもらっているが、作品が完成したときに代金を払って上演権を取得している」（原告準備書面(2)2頁）。これについて、順番に質問します。

今、新宿梁山泊のために作品（戯曲）を執筆したとき、「作成料」なり何等かの名目で金銭の支払があったと言われましたが、その支払をめぐって、新宿梁山泊と著作権の契約書を交わしましたか。

交わしていません。

2、――もし、契約書を交わしていないとしたら、上記の金銭の支払によってその戯曲の上演権が新宿梁山泊に譲渡されると理解していましたか？

していません。

3、――そのように考えた根拠は何でしょうか。

戯曲という作品は作者、劇作家のものだからです。

4、――そのほか、上記の新宿梁山泊（原告）の主張を読み、感じたことがあればお聞かせ下さい。

9 と同じ。

第4、新宿梁山泊のために執筆した作品の再演の支払について

1、――同じく、新宿梁山泊（原告）はこうも主張しています。「再演に際して金銭を作家に交付することがあるが、それは再演に対する上演料ではない…
…当該作者の作品上演において収益があったときには「謝礼」として交付しているものである。」（原告準備書面(2) 2頁）。これについて、順番に質問します。

まず、川村さんの作品が新宿梁山泊で再演されたとき、金銭が支払われたことがありましたか。

再演はありませんので、この質問には答えられません。

2、――この点、新宿梁山泊は「再演における金銭の支払は、当該作者の作品上演において収益があったときに支払う、あくまで『謝礼』であって、再演に対する上演料ではない（なぜなら、再演も含めたすべての上演の料金は最初の段階で支払済みだから）」と主張していますが、これをどのように評価しますか。

口約束であっても、もし、このような契約の条件であれば、私は執筆を引き受けないでしょう。

3、――新宿梁山泊とは別に、演劇界では、執筆を依頼された劇団が再演するケースで、通常、金銭が支払われるものですか。

当然です。

4、――支払われる場合、通常、その支払の意味は、再演に対する上演料でしょうか、それとも新宿梁山泊が言うようなあくまで『謝礼』でしょうか。

上演料です。

5、――そのほか、上記の新宿梁山泊（原告）の主張を読み、感じたことがあればお聞かせ下さい。

アングラ小劇場の未成熟な部分が露呈したと感じます。

第5、戯曲の上演権の譲渡（買取）について

1、――これまで、ご自身の作品（戯曲）の上演権を譲渡したことがありますか。

ありません。

2、――演劇界で、作品（戯曲）の上演権の譲渡の事例を耳にしたことがありますか。

ありません。

第6、戯曲の上演の包括的許諾について

1、――これまで、ご自身の作品（戯曲）について、公演ごとの許諾ではなく、将来の上演すべてについて包括的に許諾を与えたことがありますか。

ありません。

2、――演劇界で、作品（戯曲）の上演の包括的許諾の事例を耳にしたことがありますか。

ありません。

以上、陳述いたします。

2007 年 12 月 8 日

11月 8日 付 合 印

東京地方裁判所民事第40部 殿